

## 江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱運用基準

### 第1 指名停止と指名保留

指名停止は、不正行為等の事実が明らかになった場合、あるいは起訴された場合に行う。

2 指名保留は、新聞報道等で事件発生を確認できた場合に、必要に応じて行う。指名停止を行うときは、指名保留をした日に遡ることとする。

### 第2 事実の確認

事実の確認は次の方法による。

- (1) 江戸川区が直接調査した場合
- (2) 官公庁調査によるもので、通知があった場合
- (3) 新聞各社の報道により確認できた場合

### 第3 経営及び信用状況の不良

経営不振のため、不渡手形等を発行した業者については、その営業が再建されたと認められるまで指名保留とする。

### 第4 指名停止又は指名保留の対象範囲

一法人（企業）全ての事業所とする。ただし、指名停止又は指名保留の該当業者が社内的に事業部制を実施し、部の責任者に役員を配置するなど責任体制が確立されていると認められるときは、該当する事業部のみを指名停止又は指名保留することができる。地域による場合も同様とする。

付 則 この基準は、平成14年4月1日から施行する。

### 改正経過

平成14年4月1日

平成16年9月1日

平成20年4月1日